

○生鮮品地産地消促進事業補助金交付要綱

平成19年4月1日

(総則)

第1条 青果、水産、食肉等の生鮮品を販売する小売店の団体が行う地産地消の促進を図る事業を支援するための補助金の交付については、補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。)に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付を受けることができるものは、市内で活動し、かつ、市内に住所を有する中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1項に規定する事業協同組合その他市長が適当と認めるもの(以下「組合等」という。)とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、組合等が行う生鮮品の地産地消に係る催物又は啓発活動を行う事業で、補助金の交付申請を行った年度内に完了するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条の事業の実施に要する経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 講師等の外部の専門家に対して支払う謝金
- (2) 教材費(材料、テキスト等の事業の実施に直接必要なものに限る。)
- (3) 会場設備費
- (4) 会場借上料
- (5) 事業の開催案内、宣伝ポスター、ステッカー等の印刷費
- (6) その他市長が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、補助の対象となる事業の実施に伴う事業収入の額及びこの要綱の規定による補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付(国、県その他団体によるものを含む。)を受けている場合における当該補助金等の額については、補助対象経費の総額から差し引くものとする。

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、1組合等につき、補助対象経費の総額の2分の1以内の額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、その額が100万円を超えるときは、100万円を限度とする。

(申請書の添付書類)

第6条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次のとおりとする。

- (1) 組合員等の名簿
- (2) 当該事業の実施に関する総会等の議事録の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類
(書類等の保管)

第7条 規則第8条に規定する書類及び帳簿等は、当該補助事業の完了した市の会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費に係る支払領収書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類
(その他の事項)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、経済部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 生鮮食料品等特別販売事業補助金交付要綱(昭和50年4月1日制定)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。